



京都で 先生になろう Kyoto City

●講師をやってみませんか？

令和7年度または令和8年度に、京都市立学校・幼稚園で講師として勤務いただける方を募集中。

任用を希望される方は、裏面からぜひ講師登録を！

●未経験でもご心配なく！

教職未経験の方などを対象とした、「教職スタートパッケージ」という支援制度を活用いただけます。

オンラインでの特別講座の視聴など、安心して教職についていただくための制度が充実しています！

講師登録制度の詳細は裏面をチェック！



ホームページでは、講師の勤務内容や給与等など様々な情報を掲載中！



採用試験や講師の募集、説明会の情報を発信中！ぜひご登録ください。



YouTubeチャンネルでは、京都市で教師として働く魅力を発信中！



京都市 教職スタートパッケージ



教員採用試験合格者の約5割が講師経験者です！

京都市教育委員会

1. 講師登録制度

京都市立学校の常勤・非常勤講師の募集については、年度ごとの登録制です。

任用事由が生じた際に、教職員人事課から登録いただいた方へ個別に連絡し任用の相談をします。

講師登録には年齢制限はありません。

また、教員免許状の有無に関わらず登録可能です。（3.（2）参照）

2. 登録方法

（1）オンラインフォームによる登録

詳しくは、京都市教育委員会のホームページから御確認ください。

任用面接の際には紙の「講師希望登録書」の提出が必要となります。



↑登録はこちらから↓

（2）講師登録書による登録

① 講師希望登録書

（京都市教育委員会教職員人事課のホームページでダウンロードすることもできます。）

② 教員免許状の写し

（臨時免許状を含みます。ただし取得見込の場合は提出不要です。）

③ 免許更新制度に係る証明書

（教員免許状の写しのみでは、令和4年7月1日時点で有効な免許状であると確認できない方のみ、提出してください。）

京都市教委 講師登録



★登録書類（①～③）の提出先

持参の場合 京都市教育委員会事務局 教職員人事課 Tel 075-222-3781

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎6F

※平日：8:45～17:30まで。土日・祝日は受付できません。

郵送の場合 上記住所まで

※封筒の表に朱書で「講師登録希望」と記載してください。

＜免許更新制の廃止と免許状の再授与手続きについて＞

令和4年7月1日に、教員免許更新制が廃止されました。令和4年7月1日時点で有効な教員免許状（休眠状態のものを含む）は、手続きなく、有効期限のない免許状となります。

なお、期限切れで失効した場合でも、「再授与」の申請をすることが可能です。

（「再授与」の手続きは、都道府県教育委員会へ申請する必要があります。免許が失効状態の方が再授与手続きを適切に行っていない場合、任用できません。）

教員免許の失効・再授与手続きについては、文科省のホームページをご参照ください。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm) →



3. その他

（1）給与等（令和7年9月1日現在）

① 常勤講師

- ・ 修士課程修了者：約298,200円（月額）
- ・ 大学卒業者：約287,300円（月額）
- ・ 短期大学卒業者：約268,300円（月額）

※ 上記の金額は、給料、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を含みます。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給条件に応じて支給されます。

※ 任用前に職歴等を有する場合は、一定の基準により給料が加算される場合があります。

ただし、定年年齢を超える場合（満60歳に達する日以降の最初の3月31日の翌日以降）、上限額が定まっています。

② 非常勤講師 勤務時間数、授業時数に応じて支給されます。

（2）現在、教員免許状をお持ちでない方へ（臨時免許状申請について）

臨時免許状は、講師任用が決定した方のみ、申請することができます。

※講師登録時点で臨時免許状の申請に関する手続は不要です。

普通免許状の取得見込みなど、臨時免許状の取得に必要な条件を満たす方は、本人の意向を伺ったうえで、臨時免許状による講師任用ができる場合があります。